

令和4年度 静岡県本人確認情報保護審議会会議録

日 時 令和4年12月22日(木)
午前10時30分～11時30分
場 所 県庁別館7階 第2会議室B

◆ 出席者

審議会委員

大木 哲史 静岡大学情報学部准教授
大竹 祥泰 静岡市葵区役所参与兼戸籍住民課長
岡村 真央 弁護士
下位 桂子 NPO 法人静岡県男女共同参画センター交流会議代表理事
高橋 正人 静岡大学人文社会科学部教授

(敬称略、五十音順)

事務局

平塚地域振興局長、坂本市町行財政課長、山脇課長代理
デジタル戦略課 波多野主査
電子県庁課 杉山主事
市町行財政課 杉山副班長、大間主任、相川主任
地域福祉課 柳田主事

◆ 議事

審議事項

- ・住民基本台帳ネットワークシステムの独自利用条例の改正について

報告事項

- ・住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況について
- ・社会保障・税番号(マイナンバー)制度の運用状況について

◆ 配付資料

次第、静岡県本人確認情報保護審議会委員名簿、会場配置図

審議事項 住民基本台帳ネットワークシステムの独自利用条例の改正について

報告事項 住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況について

報告事項 社会保障・税番号(マイナンバー)制度の運用状況について

参考資料1 住民基本台帳法(抜粋)

参考資料2 静岡県本人確認情報保護審議会条例

参考資料3 本人確認情報の保護に関する審議会の権限等について

<p>【局長退席】 ○坂本課長</p>	<p>平塚地域振興局長につきましては、この後、他の公務が入っておりますので、ここで退席させていただきます。</p>
<p>【委員紹介】 ○坂本課長</p>	<p>本日の審議会ですが、今年の8月に委員会の委員が改選されて、初めての審議会となりますことから、最初に委員の皆様をお一人ずつ、御紹介いたします。資料裏面にあります審議会委員名簿を御覧ください。</p> <p>静岡大学情報学部准教授の大木哲史委員です。よろしくお願いいたします。</p> <p>静岡市葵区役所参与兼戸籍住民課長の大竹祥泰委員です。よろしくお願いいたします。</p> <p>弁護士の岡村真央委員です。よろしくお願いいたします。</p> <p>NPO 法人静岡県男女共同参画センター交流会議代表理事の下位桂子委員です。よろしくお願いいたします。</p> <p>静岡大学人文社会科学部教授の高橋正人委員です。よろしくお願いいたします。</p> <p>以上、任期は令和4年8月5日から令和6年8月4日までの2年間となっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>【会長選出】 ○坂本課長</p>	<p>続いて、会長の選出に移ります。</p> <p>会長の選出につきまして、御説明いたします。参考資料4ページの参考資料2を御覧ください。</p> <p>静岡県本人確認情報保護審議会条例の第3条第1項の規定によりまして、当審議会に会長を置くこととされており、また、同条第2項の規定により、会長は委員の互選により選出していただくこととなっております。どなたか、御推薦をいただけませんか。</p>
<p>○大竹委員</p>	<p>岡村委員を会長に推薦したいと思います。皆様いかがでしょうか。</p>
<p>○坂本課長</p>	<p>岡村委員を会長にということで、御推薦をいただきましたが、皆様、よろしいでしょうか。</p>

○委員一同	異議無し。
○坂本課長	<p>それでは、御異議ないようですので、岡村委員が会長に決定されました。岡村委員どうぞよろしく申し上げます。それでは、会長席にお移りください。</p> <p>続きまして、会長職務代理者の指名について御説明をいたします。</p>
【会長職務代理者指名】	
○坂本課長	<p>同じく、先ほどの審議会条例の第3条第4項の規定により、会長職務代理者は、会長があらかじめ指名することとなっております。会長に御指名をお願いいたします。</p>
○岡村会長	<p>それでは、高橋委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。</p>
○高橋委員	はい。
○坂本課長	<p>それでは、高橋委員にお願いいたします。</p> <p>会長及び会長職務代理者が決まりましたので、会長から一言、御挨拶をいただければと思います。</p> <p>以後の議事進行は会長をお願いをいたします。</p>
【会長挨拶】	
○岡村会長	<p>ただいま、会長を務めさせていただくことになりました岡村と申します。皆様どうぞよろしく申し上げます。</p>
【議事】	
○岡村会長	<p>これより議事に入らせていただきます。</p> <p>まず、この会議及び会議録につきましては、原則公開することとしております。ただし、本人確認情報及び本人確認情報の電子計算機処理については、情報が公になった場合、システムに対して不正行為を働こうとしている者に対して、有利な情報になることがあるため、職員に対しては、秘密保持義務が課せられております。委員からの質問に対しまして、事務局から秘密保持義務に抵触するおそれのある内容を説明しなければならないという場合が予想されます。本審議会は、原則公開としておりますが、秘密</p>

	<p>を保持する必要がある場合には、事務局から審議会に対し、会議を一時的に非公開とするように提案し、その際には公開非公開を決定することとします。</p> <p>本日は、傍聴希望者の方はおられないということによろしいでしょうか。</p>
○事務局	はい。
○岡村会長	<p>それでは、本日の議事（１）の審議事項「住民基本台帳ネットワークシステムの独自利用条例の改正について」事務局から説明をお願いします。</p>
【審議事項】	
○事務局	<p>市町行財政課の大間です。それでは、御説明します。はじめに、審議事項の資料の１ページを御覧ください。住民基本台帳法第30条の15第1項第2号に基づき、生活に困窮する外国人に対して行われる生活保護法による保護等に準じた措置の実施に関する事務において、県知事が保有する本人確認情報を利用したいので、同法第30条の40第2項の規定により諮問します。</p> <p>それでは、内容について御説明しますので、資料の２ページを御覧ください。</p> <p>本県では、令和3年7月の審議会以来となりますが、本県独自にマイナンバーを利用することができる事務の追加を検討しております。具体的には、県議会の2月定例会において、マイナンバー独自利用条例の改正を行う予定であります。これに伴い、新たに追加する事務において、住基ネットの利用を可能とする必要があることから、この事務をいわゆる住基ネット独自利用条例に追加するものであります。</p> <p>住基ネットの概要やマイナンバーとの関連につきましては、後ほど御説明させていただきます。「1概要」の表を御覧ください。まず、追加する「生活に困窮する外国人に対して行われる生活保護法による保護等に準じた措置の実施に関する事務」とは、生活に困窮した外国人に、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するものです。</p> <p>具体的には、資料3ページに事務の概要をまとめた表がありますが、支給条件である最低生活費を収入認定額が下回る住民の方を対象に、生活扶助、教育扶助、医療扶助などの8種類の扶助と就労自立給付金と進学準備給付金の2つの給付金について給付を行うも</p>

のとなります。このうち、県が実施するのは、町で受け付けた申請に対する保護の決定や実施に係る部分であり、市分は各市の福祉事務所が実施機関となります。

なお、日本人を対象とした生活保護については、生活保護法に基づく事務であり、住民基本台帳法及び番号法においても、それぞれ利用可能な事務として定められておりますが、外国人を対象とした生活保護については、国の通知に基づき日本人の保護に準じて実施する事務であり、住民基本台帳法及び番号法において規定されていないため、今回条例に追加するものです。

まず、今回の事務をマイナンバー独自利用条例に追加を検討するに至った経緯について簡単に説明させていただきます。4ページを御覧ください。中段の表をもとに代表的な事務で御説明いたしますと、①の生活保護の要否判定においては、申請者は、申請書と併せて収入申告書等の添付書類を準備し、また、県においては、年金事務所等に郵送で年金給付関係情報等を照会する必要がありますが、条例改正により、独自利用事務としてマイナンバーを利用した情報連携を行うことで、添付書類が不要になり、年金関係情報の取得や保護の決定を速やかに行うことができます。

また、②の医療扶助の資格確認においては、被保護者は医療機関で医療を受ける際にマイナンバーカードによるオンライン資格確認により、紙の医療券の持参が不要となり、医療機関においては受給者番号等の入力や確認作業、支払基金への請求事務を簡略化することができます。

資料は2ページ2にお戻りください。改正理由としましては、御説明しましたマイナンバーカードを利用した「医療扶助のオンライン資格確認」の本格運用が令和6年3月に開始されることに伴い、条例への事務の追加が国より求められていること、加えて、生活に困窮する外国人について、日本人と同様にマイナンバーを利用した課税情報等の把握を可能とするため、番号利用条例とあわせて住基ネット利用条例に事務を追加するものです。

次に住基ネット利用の効果につきまして説明いたします。3(1)を御覧ください。マイナンバー制度では、マイナンバーの利用時には、本人確認措置の実施が義務付けられております。本人確認は、申請者本人がマイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写しを提示することを原則としております。

実際の事務の流れとしては、町を経由して、申請書が県に提出されることから、審査を行う県健康福祉センターでは、全ての申請者本人と対面して、直接確認することが困難なため、住基ネットを利

用することで円滑な事務処理が可能となるものです。

マイナンバー利用の効果ですが、マイナンバー制度における情報連携により、県において課税情報等を入手できますので、今回追加の事務においては、年間延べ 332 件程度ですが、これは令和 3 年度の実績からの数字で、年間約 27 人程度の保護受給者×毎月の継続審査ということで数値を算定しております。保護の実施にあたり、支給条件となる収入認定額などを把握するために年金受給証明書等の提出が省略可能となり、県民にとっては、申請の手間や負担が軽減され、行政側にとっては、各種証明書の発行事務が不要となり、医療扶助においては、紙の医療券等の発行が省略されるなど大幅な事務の効率化が図られることとなります。

住基ネット独自利用条例へ追加を予定しております事務の概要は以上となります。

続いて資料 5 ページ、別紙 1 を御覧ください。皆様、御承知のとおりですが、住基ネットの概要やマイナンバーとの関連につきまして、御説明させていただきます。「1 概要」に記載のとおり、住民基本台帳ネットワークシステム、いわゆる住基ネットは、全国の市町村が管理する住民基本台帳の情報のうち、氏名、住所、性別、生年月日、マイナンバー及び住民票コードで構成する本人確認情報を専用通信回線で結んだネットワークシステムであり、平成 14 年から稼働しています。

なお、マイナンバーは、平成 27 年 10 月から本人確認情報に新たに追加されました。都道府県知事は、住民基本台帳法で定められた事務及び条例で定める事務については、住民票の写しの添付や現況届等に代えて、住基ネットを利用し、市町村の区域を超えた本人確認事務を行うことが可能となっています。

続いて、「2 本県における住基ネット利用事務」について御説明いたします。本県では、住民基本台帳法に規定された 73 の法定事務、このうち、本県において利用しているのは、41 事務あります。それに加え、住基法に基づき制定した住基ネット独自利用条例により、現在 34 の事務において、本県独自に住基ネットを利用しているところです。この独自利用事務につきましては、平成 26 年から令和 3 年にかけて、県民の負担軽減及び行政の効率化を図るため、本審議会にお諮りした上で、追加したところです。

現在の法定事務につきまして 8、9 ページの別紙 2 に、独自利用事務につきましては 10 ページの別紙 3 にお示ししておりますので、後ほど御確認いただけたらと思います。

5 ページにお戻りください。続いて「3 マイナンバー利用事務に

おける本人確認措置」についてです。今回の追加事務は、マイナンバー制度の改正に関連してのものとなります。

マイナンバーにつきましては、住基ネットと同様に個人情報保護等の観点から利用が厳格に制限されており、番号利用法で定められた事務及び条例で定める事務においてのみ、個人情報を効率的に検索し、管理するために必要な限度で利用できるとされておりあります。

また、マイナンバー利用事務では、番号利用法に基づき、事務の対象となる方のマイナンバーと本人確認が義務付けられております。6 ページをお開きください。マイナンバーの確認は、囲み中の①に記載のとおり、本人からのマイナンバーカード又は通知カード若しくはマイナンバーが記載された住民票の写しの提示による確認を原則としておりますが、今回のように申請者本人と直接、本人確認を行うことが困難な場合には、②に記載のとおり、住基ネットによる本人確認が可能とされております。このように、番号利用法に定められたマイナンバー利用事務については、住基ネットを利用できる事務として住民基本台帳法にも規定されているところです。

このため、先ほど御説明しましたとおり、番号利用法に基づく条例に、本県独自にマイナンバーを利用することができる事務を定めることを検討していることから、この本県独自の事務を住基ネット独自利用条例にも規定するものであります。

ここで資料 11 ページ、別紙 4 を御覧ください。下段は、マイナンバーを利用した個人情報の検索と、住基ネットを利用した本人確認のイメージ図となります。

まず、マイナンバー利用のイメージですが、図の中央の本県のマイナンバー利用事務の視点で見ますと、対象事務の処理に必要な課税情報等の個人情報について、マイナンバーを基に図の右側の「情報提供ネットワーク」を通じて、国や他の地方公共団体等の間で、情報のやりとりをすることとなります。このやりとりを「情報連携」とよびます。

また、マイナンバーを利用する事務においては、本人確認が求められておりますので、図の左側の「住基ネット」を利用して本人確認を行うこととされているものです。

県民意見募集手続、いわゆるパブリックコメントについてであります。本日の審議会に先立ち、12月2日から12月21日までの20日間実施いたしました。結果は12ページにございます。有効な条例改正との御意見をいただいておりますので、御報告いたします。

<p>【質疑応答】</p>	<p>今回、住基ネット独自利用条例への追加を検討している事務の概要につきましては、以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>○岡村会長</p>	<p>ただいまの説明に関しまして、審議に入りたいと思います。各委員の皆様から、質問でも良いので御意見等ございますでしょうか。大竹委員いかがでしょうか。</p>
<p>○大竹委員</p>	<p>住基ネットの利用事務にしてよろしいのではないかと考えております。申請者にとっても、また行政にとっても効率が良くなるということで良いことだと考えます。</p>
<p>○岡村会長</p>	<p>下位委員いかがでしょうか。</p>
<p>○下位委員</p>	<p>賛成です。地域の区役所に行きましたら、マイナポイントの効果もあり、マイナンバーカードを申請するために高齢者の方や外国人住民の方も多く集まっていました。生活に困窮されている方は、なかなか本人を確認できるような書類がないので、マイナンバーカードの取得は、住民の方にも利点があることだと思いますので、是非進めていただきたいと思います。</p>
<p>○岡村会長</p>	<p>ありがとうございます。高橋委員いかがでしょうか。</p>
<p>○高橋委員</p>	<p>私も異論ございません。質問が2点あります。まず、パブリックコメントに関してですが、毎年、今回の様な1、2件程度の意見なのでしょうか。また、今回の外国人の生活保護措置に関しましては、全国的にも同様の流れにあるのでしょうか。</p>
<p>○岡村会長</p>	<p>ただいまの質問について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>○事務局</p>	<p>1点目の御質問のパブリックコメントの件数につきましては、昨年度の条例改正の際は、0件となっております。</p> <p>その前年については、2件いただいております。行政の効率化住民の負担軽減に繋がるので良いのではないかという、条例改正に肯定的な御意見をいただいております。意見提出件数は、例年0件から1、2件程度です。</p> <p>続きまして、2点目の今回の条例改正について、全国的な動きと</p>

	<p>いうところですが、資料2ページの改正理由のところ、令和6年3月にマイナンバーカードを利用した医療扶助のオンライン資格確認が本格運用開始されることに伴い、今回、条例への事務の追加が求められておまして、このオンライン資格確認システムが国で進めているシステムということで静岡県と同様に全国の自治体についても条例に当該事務が整備されていない団体については、条例の整備を進めているところです。</p>
○岡村会長	<p>ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。</p>
○大木委員	<p>メリットがあることなので進めていただければと思います。1点質問がありますが、住基ネットを使ってマイナンバーと紐付けるということは、おそらく住基ネットの情報を確認することと思いますが、4情報を申請者から聞いて、それが同じかを確認するということでしょうか。</p>
○事務局	<p>今回の場合は、申請者にマイナンバーを含む情報を記載いただいた際、申請書の提出先は町ですが、審査をするのは県であることから、県が直接申請者御本人と対面で本人確認出来ないため、申請書のマイナンバー等の情報の真正性について、住基ネットで照会し確認させていただくことを想定しております。</p>
○大木委員	<p>分かりました。</p>
○坂本課長	<p>申請窓口は、市町になりますが、町分の審査は県で行っているものですから、直接窓口で御本人と対面できないということで、記載いただいたマイナンバーに対する本人確認を住基ネットで確認するというような形になります。</p>
○大木委員	<p>ありがとうございます。そのあたりの確認プロセスが機能していることが大事なところかと思い、確認させていただきました。</p>
○岡村会長	<p>ありがとうございます。そのほか、皆様ございませんでしょうか。</p> <p>それでは、特に反対意見もないようですので、本審議会の答申についてお諮りいたします。別紙の答申案の通り、当該事務について、住基ネット独自利用条例を改正し、県において本人確認情報を利用することについて、特段の異議はないものとして、知事</p>

は毎年更新手続きが必要な特定医療費受給者証の更新を自動更新で対応したことや、介護支援専門員資格取得に必要な法定研修が延期や中止となり、資格の有効期限の延長で対応したこと等の特例措置により一時的に減少しておりますが、令和3年度は、法令事務及び条例事務ともに利用件数が増加しております。

続いて5ページをお開きください。「マイナンバーカード及び住民基本台帳カードを利用したコンビニ交付の拡大」についてです。マイナンバーカードや住基カードを用いて、コンビニ等に設置されているキオスク端末において、住民票の写し等の証明書類を受け取ることができるサービスとなっております。マイナンバーカードの交付開始に伴い、年々増加傾向であり、県内では32市町が導入しております。また、本年11月16日現在では、全国で982団体が本サービスを導入しております。

6ページを御覧ください。「県における本人確認情報に関する保護対策」として、本県の取組について御説明します。まず、職員研修といたしまして、①新年度研修を例年実施しております。今年は、4月中旬に県内7会場で開催しました。令和2年から、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、全体研修は、新規で住基ネットを使用する者及び各所属の業務管理者等のみに限定し、密とならないよう配慮し実施しております。継続利用者につきましては、各所属において業務管理者等が研修を実施することとしており、利用者全員への研修が実施されております。②住基ネット担当者研修会は、市町住基ネット担当者を対象としたもので、総務省及び地方公共団体情報システム機構と共催し、昨年までは、動画視聴形式としておりましたが、今年は、参加人数を制限して3年ぶりに集合形式で5月に開催しました。③セキュリティ研修は、市町住基ネット担当者を対象にセキュリティの基礎や情報漏えいの実例等の解説をテーマに11月30日に開催しました。

続いて7ページは「県の所属を対象とした内部監査」についてです。県セキュリティ要綱に基づき、年1回、県内の住基ネット利用所属全てを対象に監査を実施しております。毎年度設定しております重点項目事項のほか、操作履歴等について必ず確認するとともに、目的外検索を行わないよう指導しております。また、監査の透明性の確保を目的とし、外部業者に監査補助を委託して実施しています。

最後に8ページを御覧ください。保護対策の3つ目といたしまして、市町を対象に実施する自己点検があります。これは、総務省が配布する「住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接

<p>○事務局 (マイナンバー)</p>	<p>続している既設ネットワークに関する調査表」に基づき、全市町を対象に実施しております。点検方法は、自らが1～3点で評価する内容となっており、自己点検の結果につきましては、例年抽出によりヒアリングを実施するほか、実際に役場に伺い、現地にて自己点検の内容確認を行っています。以上で住基ネットに関する報告事項の説明を終わります。</p> <p>引き続き、マイナンバー制度の運用状況につきまして、御報告いたします。お手元の報告事項－2「社会保障・税番号（マイナンバー）制度の運用状況について」を御覧ください。</p> <p>まず、2ページは住基ネットとマイナンバー制度の関連性を図で示しております。マイナンバー制度は、住基ネットが保有する本人確認情報以外の情報、具体的には、社会保障や税、災害対策に関する情報について、マイナンバーをキーとしてやり取りする制度であり、住基ネットとマイナンバー制度が密接に関連することで、行政の効率化、国民の利便性向上が目指されております。</p> <p>3ページを御覧ください。マイナンバーカードの概要です。マイナンバーカードの特徴には、ICチップ内の電子証明書を用いることで、オンライン上でも安全かつ確実に本人を証明できることがあります。社会のデジタル化により、官民含め手続のオンライン化が進んでおります。そのような中、対面でもオンラインでも本人が証明できるマイナンバーカードは、これからの時代の本人確認ツールとして、その重要性が増しています。</p> <p>4ページを御覧ください。マイナンバーカードの利活用シーンについてです。マイナンバーカードは、身分証明書以外にも様々な場面で活用でき、年々利活用シーンは拡大しています。また、利活用シーンの拡大と併せ、2024年には健康保険証と、2026年には運転免許証との一体化が予定されており、政府は、マイナンバーカード1枚で様々なことが可能な社会になることを目指しております。</p> <p>続いて5ページから7ページは、マイナンバーカードの交付状況です。政府は、マイナンバーカードについて、今年度末までにほぼ全国民が行き渡ることを目指しており、直近の全国の交付率は、11月末日時点で、53.9%となっております。続いて、6ページは、都道府県別の状況です。静岡県は54.7%で、全国平均を上回り、全国16位となっております。また、7ページは、県内市町別の交付状況となっております。</p> <p>8ページを御覧ください。マイナンバー制度における「情報連</p>
--------------------------	--

携」の概要です。「情報連携」とは、異なる行政機関間で専用のネットワークシステムを用いて、行政手続に必要な情報をやり取りすることです。この情報連携を活用することで、行政への提出書類が省略できることとなり、行政のサービス向上に繋がっています。

9 ページは、情報連携の仕組みを表した図となっております。情報連携の流れですが、まずは、左下の点線枠内にある住基ネットが保有する住民票コードをもとに符号を生成します。この符号は同一人であっても、情報保有機関Aでは a、情報保有機関Bでは b、静岡県では c と機関ごとに異なっており、この符号を情報提供ネットワークシステム上で紐付け、各機関の保有する個人の情報がやりとりされます。このとおり、情報連携には符号を用いるため、マイナンバーは利用しません。そのため、万が一マイナンバーや符号が漏えいしても、芋づる式に情報が漏れない仕組みとなっております。

続いて 10 ページは、デジタル改革関連法の全体像、11 ページは、各種カード等のデジタル化等に向けた工程表となっております。デジタル改革関連法は昨年成立したデジタル社会の実現を目指すための 6 つの法律の総称で、マイナンバーカードの利便性向上・普及促進に向けた様々な施策が本法律に掲げられております。また、本法に関連して、11 ページの工程表にあるとおり、様々なカードの役割がマイナンバーカード 1 枚で果たせるようシステム整備等が進められている状況になります。

12 から 15 ページは、マイナンバー制度の直近の話題に関する概要です。

12 ページは、公金受取口座登録制度についてです。公金受取口座登録制度とは、給付金などを受け取るための預貯金口座を、1 人につき 1 口座、あらかじめ登録する制度です。口座を登録することで、年金や児童手当などの給付金を申請をする際、口座情報の記入や通帳の写しなどの提出が不要となり、給付金の迅速な支給が実現されることとなります。

13 ページは、マイナンバーカードの健康保険証利用についてです。今回の審議事項とも関連しますが、令和 3 年 10 月から健康保険証として本格的に利用が開始されており、従来の紙の保険証に代わり、マイナンバーカードで医療機関等の受診が可能となっております。メリットには、資格確認が確実に行えることや、医師や薬剤師が特定健診や薬剤情報を確認できるようになること、確定申告時の医療費情報も自動で作成され、領収書の添付が不要に

	<p>なることなどがあります。</p> <p>14 ページは、電子証明書のスマートフォンへの搭載についてです。現在、マイナンバーカードを活用したサービスを利用するには、スマートフォンやコンビニのキオスク端末等にカードをその都度かざす必要があります。一方、スマートフォンへ電子証明書が搭載されると、スマートフォンを携行するだけで、病院で健康保険証の代わりとして使用できたり、コンビニで住民票の写し等が発行できたりすることとなります。なお、現時点では令和5年5月11日からAndroidスマートフォンに搭載できるよう準備が進められていることです。</p> <p>15 ページは、転出・転入手続きのワンストップ化についてです。マイナンバーカード所有者は、令和5年2月6日から転出届についてマイナポータルを通じたオンラインでの届出が可能となる予定であり、転出・転入手続き時の時間短縮化、手続きのワンストップ化が見込まれています。</p> <p>以上でマイナンバー制度に関する報告事項の説明を終わります。</p>
<p>【質疑応答】 ○岡村会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの事務局の説明に対して、御意見、質問などございましたらお願いいたします。</p>
<p>○高橋委員</p>	<p>住基ネットの7ページの内部監査についてですが、市町行財政課で実施しているのでしょうか、若しくは、県の監査委員事務局で実施しているのでしょうか。</p>
<p>○事務局</p>	<p>内部監査につきましては、市町行財政課及び住基ネットのシステム運用面を担っている電子県庁課の2課合同で監査を実施しております。</p>
<p>○大木委員</p>	<p>セキュリティ研修については、おそらく新年度に実施されていると思いますが、年度途中から住基ネットを使用される方については、どの様に対応されているのですか。</p>
<p>○事務局</p>	<p>年度途中で住基ネットを新規で使用したい方がいる場合は、その都度、市町行財政課と電子県庁課の職員が個別で研修を行い対応しておりますので、全ての操作者に対して研修は行き渡るよう</p>

<p>○下位委員</p>	<p>な体制となっております。</p> <p>マイナンバーカードは、運転免許証との紐付けや様々な制度が出来ており、高齢者にとっても利点があるものだと思っております。</p> <p>高齢者の交通事故が増えておりますけれど、身分証として免許証を手放せない人が多いこともありますし、マイナンバーカードがあれば運転免許証ではなくても本人確認書類になるということで、今回のマイナポイントを契機に取得者が増え、マイナンバーカードの利活用が広がることは、高齢者にとっても大変いいことと思います。</p>
<p>○岡村会長</p>	<p>ありがとうございます。特段の反対意見等はございませんでしたので、皆様からいただいた御意見も反映した上で引き続き本人確認情報の保護対策を進めていただくということでよろしいでしょうか。</p>
<p>○委員一同</p>	<p>異議無し。</p>
<p>○岡村会長</p>	<p>マイナンバー制度に関しましては、住基ネットと密接に関連することから、今後も本審議会に対し、最新の情報提供をいただきますよう、引き続きよろしく申し上げます。</p> <p>では、以上で静岡県本人確認情報保護審議会の議事を終了いたします。</p> <p>県当局におかれましては引き続き安全安心な運用に努めていただき、県民に信頼されるシステムを構築するよう御尽力をいただきたいと思っております。御協力ありがとうございました。</p> <p>事務局から何か御連絡することはありますか。</p>
<p>○事務局</p>	<p>特にございません。</p>
<p>【閉会】 ○坂本課長</p>	<p>本日は、御審議いただきありがとうございました。</p> <p>また、知事からの諮問に対して、答申をいただきましてありがとうございます。住基ネットのみならずマイナンバー制度を含めて、制度運用に関しまして御意見を頂戴いたしましたので、それらを参考にさせていただいて、今後の制度の運用、施策の展開に活かして参りたいと考えております。本日は、ありがとうございます。</p>

	ました。
--	------